I 林道施設災害復旧事業について

林道施設災害復旧事業の根拠等

災害復旧事業の根拠法等

〇農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(以下「暫定法」という。)

(目的)

第1条 この法律は、農地、農業用施設、<u>林業用施設</u>、漁業用施設及び共同利用施設(以下「農地等」という。)<u>の災害復旧事業に要する費用につき国が補助を行い、もって農林水産</u>業の維持を図り、あわせてその経営の安定に寄与することを目的とする。

○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(以下「激甚法」という。)

(趣 旨)

第1条 この法律は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に規定する著しく<u>激甚である</u> <u>災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助</u>又は被災者に対する 特別の助成措置について規定するものとする。

- 〇林道災害復旧事業費及び林道災害関連事業費査定要領(以下「査定要領」という。)
 - ・国庫補助の対象とする林道の範囲
 - ・災害復旧事業に係る災害の範囲
 - 暫定法の規定に基づく施設の復旧や工事の施行
 - ・災害査定 等について定めた通知。

林道施設災害復旧事業の定義等

災害復旧 事業とは

- ・災害によって必要を生じた事業
- ・災害により被災した施設を「原形に復旧」(従前の効用を復旧するために必要な施設を整備することを含む。)するもの
- •1箇所の工事の費用が<u>40万円以上</u>のもの

災害とは

- ·暴風、こう水、高潮、地震その他の<u>異常な天然現象により生じた災害</u>
- ・河川の出水:<u>警戒水位以上</u>、降雨:最大24時間雨量<u>80mm以上</u>、 暴風:最大風速15m以上、地震、地すべり ほか

対象とする林道

- ・森林の管理、経営のために設けられた交通運搬施設で、<u>地方公共団体、森</u> 林組合等が維持管理するもの(個人管理の道は対象外)
- ・林道規程第4条の「林道の種類」 対象となる林道であることを林道台帳により確認

補助率

・補助率(基本補助率のほか、暫定法、激甚法に基づく補助率の嵩上げあり) 基本補助率: 奥地幹線林道(全幅員3.0m以上、森林面積500ha以上) 65% その他林道(奥地幹線林道以外) 50%

林道施設災害復旧事業の概要

暫定法における災害復旧事業の定義

①「災害復旧事業」とは、災害によって必要を生じた事業 で、災害にかかった農地等を原形に復旧すること



暫定法に基づく施設の復旧(査定要領より)

①被災前の位置に<u>被災施設と形状、寸法、材質の等しい施設に復</u> 旧する工事(査定要領第12)

②「原形復旧」には、原形に復旧することが不可能な場合において、当該農地等の従前の効用を復旧するために必要な施設をすることを含む



②当該施設の従前の効用を復旧するため、被災前の位置に<u>従前の効用回復を限度として形状、寸法を変更し若しくは材質を改良して施行する工事</u>(同第13)

③原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合においてこれに変わるべき<u>必要な施設をすることは、災害</u>復旧事業と見なす



③災害による状況変化のため、原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合に従前の効用を限度として位置、法線、形状、寸法若しくは材質を改良、若しくは被災原因の除去のため必要最小限度の改良ないし補強を行う工事(隣接する一連の施設に見合う程度の工事)(同第14)

【暫定法第2条第6項】

この法律において「災害復旧事業」とは、災害によって必要を生じた事業で、災害にかかった農地等を原形に復旧すること(原形に復旧することが不可能な場合において、当該農地等の従前の効用を復旧するために必要な施設をすることを含む。)を目的とするもののうち、1箇所の工事の費用が40万円以上のものをいう。

【暫定法第2条第7項】

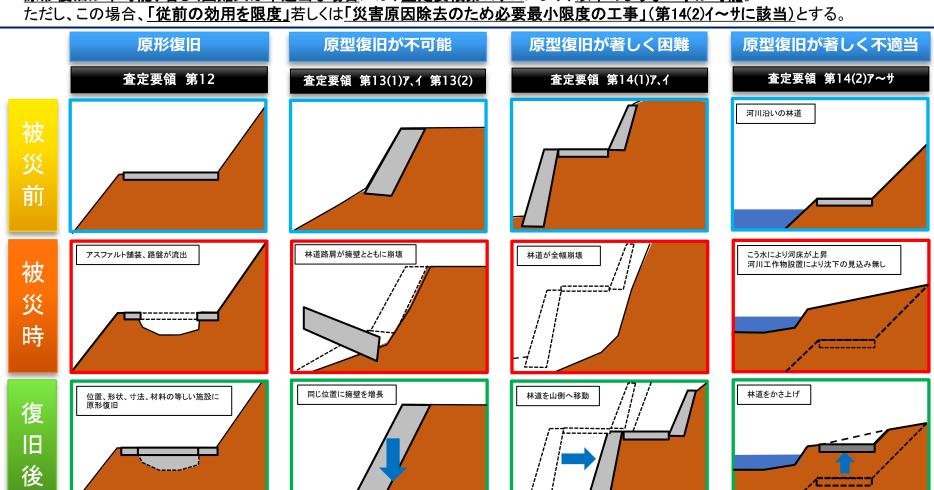
災害によって必要を生じた事業で、災害にかかった施設(農地を含む。以下同じ。)を原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合においてこれに変わるべき必要な施設をすることを目的とするもののうち、1箇所の工事の費用が40万円以上のものは、この法律の適用については、災害復旧事業とみなす。

【林道災害復旧事業費及び林道災害関連事業費査定要領】

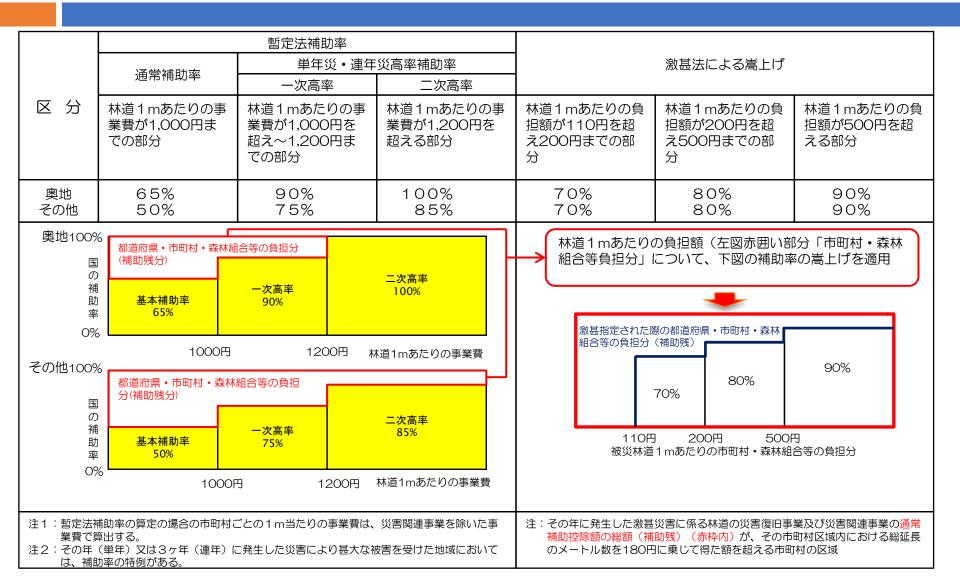
第12~14

林道施設災害復旧事業のイメージ

- 1. 原則として、査定要領第12に基づき、被災前と①位置②形状③寸法④材料の等しい施設に復旧する。
- 2. 原形復旧が不可能、著しく困難又は不適当な場合には、査定要領第13、14により、以下のような工事が可能。



高率補助、補助率の嵩上げ



地方財政措置、激甚災害指定基準

地方財政措置

(林道施設災害復旧事業)

区分	起債充当率(%)			元利償還金に対する地方交 付税等の措置(基準財政需	備考	
		現年	過年	要額算入率(%)		
林道施設災害復旧事業		90	80	95		
小災害(農地等小災害復 旧事業債) ※激甚災害時	一般 65			100	農地、農業用施設、林道の激甚補助災害復 旧事業費及び同小災害復旧事業費の合計額 が800万円を超え、かつ農地等小災害復旧	
	激甚 80			100	事業債の起債一件限度額を超える市町村が 対象。起債対象は、1箇所の事業費が13万 円以上40万円未満のもの。	
一般単独災害復旧事業	65			47.5~85.5	財政力補正	

激甚災害指定基準

(農地等の災害復旧事業等 に係る特別措置)

○激甚災害指定基準(本激)

A基準 全国の災害復旧事業の事業費の査定見込額 > 全国農業所得推定額×0.5%

B基準 全国の災害復旧事業の事業費の査定見込額 > 全国農業所得推定額×0.15%

かつ、以下のいずれかの基準を満たす都道府県が1以上あること

- (1) 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の農業所得推定額×4%・・・・の県が1以上
- (2) 一の都道府県の査定見込額 > 10億円 ……の県が1以上

〇局地激甚災害指定基準(局激)

通常指定 当該市町村内の災害復旧事業の査定事業費(1千万円以上)

> 当該市町村の農業所得推定額×10%

ただし、上記に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね5千万円

未満である場合を除く

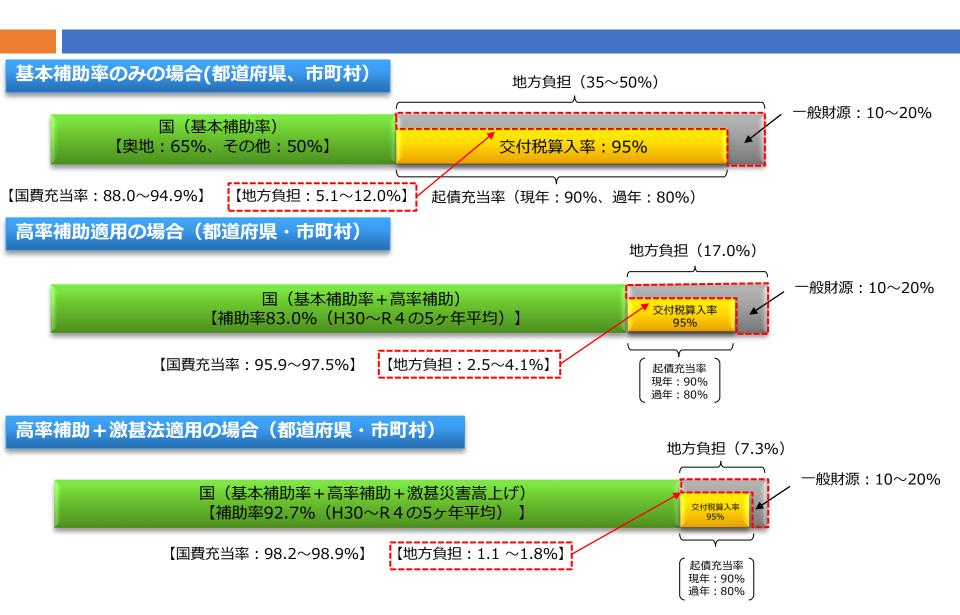
早期指定 次の事項に明らかに該当することとなると見込まれる災害

当該市町村内の災害復旧事業の査定事業費(1千万円以上)

_> 当該市町村の農業所得推定額×10%

ただし、当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く

実質的な国費充当率



補助金の交付等

- 1. 災害復旧事業の補助金の交付については、暫定法第3条の3に規定。
- 〇農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

(緊要な災害復旧事業に対する政府の措置)

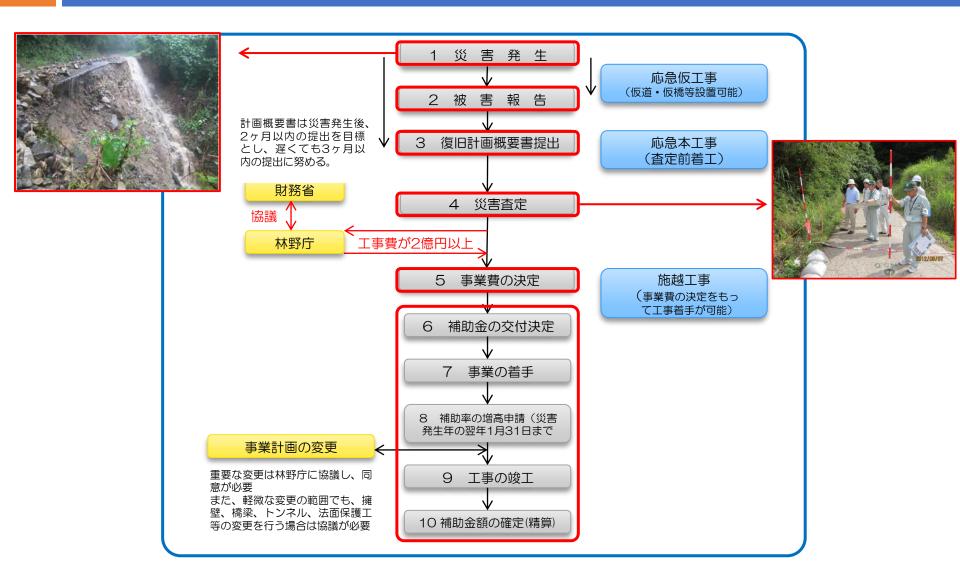
第3条の3 政府は、前2条の規定により国が直接又は間接にその事業費を補助する災害復旧事業のうち緊要なものとして政令で定めるものについては、その施行者が<u>当該年度(災害の発生した年の4月1日の属する会計年度をいう。)及びこれに続く2箇年度以内に完了することができるように、財政の許す範囲内において、当該災害復旧事業に係る国の補助金の交付につき必要な措置を講ずる</u>ものとする。

- 2. 災害復旧事業の事業費の決定通知を受けた林道施設災害復旧事業等については、毎年、

 「林道施設災害復旧事業等残事業調査」により、その後の状況の変化等に即応した残事業費を把握

 している。
- 3. 災害復旧事業の補助金の交付にあたっては、暫定法第3条の3に規定に基づくこと を原則とするが、被害が甚大で完了することが困難な場合にあっては、復旧期間につ いて弾力的に対応することも可能となっているところ。

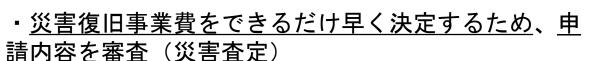
林道施設災害復旧事業の流れ



災害査定とは

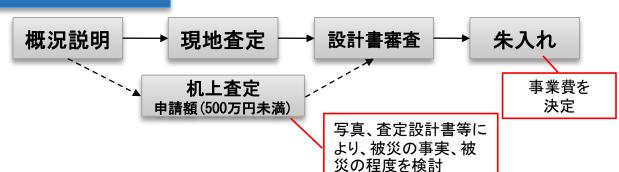
災害査定の方法

- ・原則として現地査定にて行う
- ・申請額が<u>少額(500万円未満)</u>又は<u>実地査定が困難な場</u> 合は机上査定



・現地に即応した、復旧工法、工事費を決定

災害査定の手順







現地査定風景

林道施設災害復旧事業の適用除外①

工事の費用	1箇所の工事費が40万円未満のもの	暫定法第2条第6項・第7項
		- 査定要領第16
被災事実のないもの	・被災の事実が認められないもの、当該施設が存在しないもの	暫定法第2条第5項~第7項 査定要領第4・第16
異常な天然現象によらないまの	暫定法に規定する、災害によらないもの	暫定法第2条第5項 李宗 西 領第3.第4.第16

ないもの

過年災害によるもの

経済効果の小さいもの

被災の事実はあるが、当年災害ではないもの

別途施工 重複

別途工事により施工済み又は別途工事施工が妥当であるもの 採択済み災害復旧事業と重複していたもの

対象外施設

- ・利用区域面積が30ha未満 利用区域の立木材積が1.390m3未満
- ・延長計画のないもので既設延長500m未満

暫定法に規定する林道に該当しないもの

暫定法第5条第1号 査定要領第5の1・第16

暫定法第2条第2項第2号

査定要領第2・第16

査定要領第3・第4・第16

査定要領第16

杳定要領第6・第16

林道施設災害復旧事業の適用除外②

維持工事とみるべきも の ・側溝のみ、路面のみ ・交通に妨げの無い崩壊土砂除去のみ

・石積工の補充のみ ・トンネル巻立て工の修繕のみ

・少量の捨石補充のみ ・土場のみに係る工事 など

明らかな設計の不備、 施行の粗漏 ・設計の不備、施工の粗漏が原因のもの

・国又は都道府県の検査又は監査により手直し又は補強工事 の指示を受け、未完了であるものを含む

の指示を受け、未完了であるものを含む

維持管理義務を怠った もの ・さくエ、わくエ、木工沈床又は木橋の腐朽によるもの

・立木の伐倒、地曳きによる施設の損傷によるもの

・失格、欠格工事が新たな災害により被災したもの

災害復旧事業以外の事 業の施行中における災 害

・他事業が施工中にその効用を開始する前に受けた災害

・災害により搬出不能になった用薪材の量が550m3に満たない 林道

小規模施設

暫定法第5条第8号 杳定要領第16

暫定法第5条第5号

査定要領第5の5・第16

暫定法第5条第2号

暫定法第5条第3号

暫定法第5条第4号

査定要領第5の4・第16

査定要領第5の3・第16

査定要領第5の2・第16

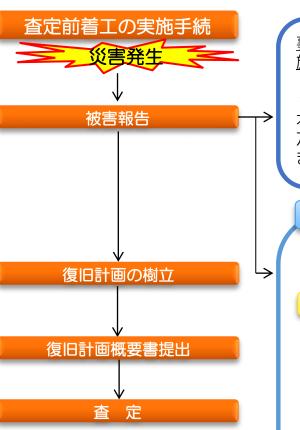
査定前着工の取扱い







応急仮工事の事例(土のう積みにより通行確保)



応急仮工事

事業主体の判断で応急仮道、応急仮橋等の実施が可能

1箇所に要する請負工事費用が20万円以上で、 本復旧工事費から応急仮工事を除いた額が40 万以上となる場合は、国庫補助の対象となり ます。

查定前着工(応急本工事)

<u>都道府県を通じて林野庁に申請し、承認後に</u> 工事着工

査定前着工は、災害査定を待たずに復旧工事に着手できる制度です。林道を早期に復旧する必要がある場合には積極的に活用してください。

【査定前着工の申請資料】

申請書(被災概要、復旧方針、着工理由、概算工事費)概略図、被災写真(最小限の資料で申請できFAXやメールでの送付、電話による対応も可能です。)

査定前着工の留意事項

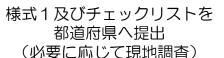
災害査定時までに工事施工中の写真、出来形管理図、その他の証拠書類等によって、 被災の状況、工事の竣工、工事費の精算等について整理しておく必要があります。

査定前着工(応急本工事)の流れ

事業実施主体



事業実施主体において様式1 及びチェックリストの作成



様式1及びチェックリストを 林野庁整備課へ提出(必要に 応じて財務局と打ち合わせ)

様式1及びチェックリストを 林野庁で確認後に承認

応急本工事の着工

ただし、事後においては、当面の間、 従前の協議を延滞なく行うものとする。

林道施設災害復旧事業査定用 設計委託費等補助

概 要

災害復旧事業計画概要書又は災害復旧事業補助<u>計画概要書を作成するのに要した経費</u>(調査、測量、 試験又は設計)に関する委託費又は請負費を補助(補助率:1/2)

実施基準等

- 1. 激甚災害に指定された災害等で林野庁長官が特に被害が激甚であると認める災害
 - a. 国の補助率が、

奥地幹線林道:10分の6.5 その他の林道:10分の5 を超えることとなる場合

b. 事業主体ごとの災害復旧事業費の総額が以 下のとおりとなる場合

(令和4年災の場合)

都道府県・市町村及び森林組合等 3,000万円以上

※「決定事業費×率」と「委託費等実支出額」の<u>いずれか低</u>い額を補助対象経費とする。

2. 林野庁長官が特に適当と認める場合の基準に該当するもの

(令和4年災の場合)

地すべり対策工法・橋梁及び特殊工法を実施する箇所で、委託費等の実支出額が箇所ごとに500万円以上かつ 決定事業費の7%以上であるもの

林道施設の被災箇所数(激甚災害に係るものを除く。) の合計が、過去5か年の平均被災箇所数(激甚災害に係 るものを除く。)を超えた申請者の区域において実施する もの(令和4年拡充)

3. 事業主体毎の補助金の下限額

(令和4年災の場合)

都道府県・市町村及び森林組合等 120万円以上

※1~3については「林道施設災害復旧事業査定用設計委託費等補助金交付要綱」に基づき、年災毎に別途定めることとしている。